

前橋市指定一般・特定・障害児相談支援事業運営要領 【新旧対照表】

改正案	現 行
<p>(災害被害の報告)</p> <p>第5条 事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。</p> <p>(1) 被害報告の第一報として、<u>災害時情報共有システム又は</u>「災害被害報告(速報)」(別記様式第3号)により、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(2) 前号の報告後、<u>災害時情報共有システム又は</u>「災害被害報告(詳細)」(別記様式第4号)により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。</p>	<p>(災害被害の報告)</p> <p>第5条 事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。</p> <p>(1) 被害報告の第一報として、「災害被害報告(速報)」(別記様式第3号)により、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(2) 前号の報告後、「災害被害報告(詳細)」(別記様式第4号)により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。</p>